

<特約付円貨定期預金 預金規定>

この預金は、本規定および特約付円貨定期預金申込書兼確認書により取扱います。

1. 預金の支払時期

この預金は、原則として通帳および証書に記載の満期日（当日に八十二銀行が休業日の場合はその翌営業日）に自動的に解約し、税引後の元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金します。（但し相続時等には取扱が異なる場合があります。）

2. 満期時の払戻し

この預金の元利金は満期時に次のいずれかによって払戻します。

- (1) 満期日の2営業日前の東京時間午後3時の実勢相場が「判定相場（注）」よりも円安の場合、満期日に元利金を円貨の指定口座に入金します。
(注) 判定相場：満期日の払戻通貨を決める際に基準となる為替相場で預入時の実勢相場に基づき八十二銀行が決定します。

- (2) 満期日の2営業日前の東京時間午後3時の実勢相場が、「判定相場」と同値または「判定相場」よりも円高の場合、満期日に元金を「判定相場」で外貨に転換し、外貨の指定口座に入金します。利息は円貨で、円貨の指定口座に入金します。

3. 「判定相場」へ到達を判定する際の為替相場

満期日の2営業日前の東京時間午後3時の実勢相場が「判定相場」へ到達したかどうかの判定は、八十二銀行が市場実勢等を勘案し、合理的な判断に基づいて決定します。

4. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳あるいは証書記載の利率によって計算します。

- (2) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割り計算します。

5. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、第7条第6項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができます、第7条第6項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

6. 取引の制限

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダーリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 第1項から第3項に定めるいづれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダーリング、テロ資金供与、または経済制裁への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当行は速やかに前3項の取引等の制限を解除します。

7. 満期日前解約

- (1) この預金は、満期日前に解約することはできません。ただし、八十二銀行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合は、解約に伴う損害金およびその他関係費用を申し受けます。
- (2) 前項の損害金とは、この契約および預金を、中途解約しなかつたならば存続していたであろう残存期間につき、八十二銀行において再構築するために要する一切の手数料、費用、損失および損害等の再構築コスト（ヘッジ取引等にかかるものを含むが、これに限定されない。）について、市場実勢等に基づいて八十二銀行所定の方法により算出した金額をいうものとします。なお、その算出については、解約日にかかわらず、八十二銀行が市場慣行に照らして適切と判断する計算実行日に行うことができるものとします。
- (3) 八十二銀行が相続時等やむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する際は、通帳扱いの場合は所定の払戻請求書の受取人欄の届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して通帳とともにまた証書扱いの場合は当該預金証書裏面下部の受取人欄に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して当店に提出してください。
- (4) この預金を満期日前に解約する場合は、元金をあらかじめ指定された満期日の元利金入金指定口座の円貨の指定口座に入金します。
- (5) この預金を満期日前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数について預金と同一通貨の解約日の外貨普通預金利率によって計算した利息を、あらかじめ指定された満期日の元利金入金指定口座の円貨の指定口座に入金します。

- (6) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

②この預金の預金者が第11条に違反した場合

③この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

④法令で定める本人確認等における確認事項、および第6条第1項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合

⑤この預金がマネー・ローンダーリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダーリング等防止の観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合

⑥第6条第1項から第3項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解消されない場合

⑦第1号から第6号の疑いがあるにも関わらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合

- (7) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、その解約により当行に損害が生じたときは、預金者は当行に対し、その損害額を支払うものとします。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②暴力団、暴力団員、暴力団でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いたりまたは威力を用いて当行の信用を棄損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他AからDに準ずる行為

- (8) 前項の解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発送した場合には延着しましたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

8. 届出事項の変更

- (1) この預金の通帳、証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときには、直ちに八十二銀行へご連絡ください。このご連絡の前に生じた損害については、八十二銀行は責任を負いません。
- (2) この預金の通帳、証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い、解約または通帳、証書の再発行は、八十二銀行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。預金証書を再発行する場合（汚損等による再発行を含む。）には、預金者は八十二銀行所定の手数料を支払うものとします。

9. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店へ届け出してください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出してください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店へ届け出してください。

さい。

- (3) 既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、第1項または第2項と同様に当店へ届け出してください。
- (4) 第1項から第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合も同様に当店へ届け出してください。
- (5) 第1項から第4項の届出の前に生じた損害については、八十二銀行に責がある場合を除き、八十二銀行は責任を負いません。

10. 印鑑照合等

この預金の通帳、証書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造・変造、その他事故があつてもそのために生じた損害については、八十二銀行は責任を負いません。

11. 謙渡・質入れの禁止

この預金および通帳、証書は謙渡または質入れすることはできません。

12. 為替予約の締結制限等

この預金に内包される特約は条件付きの為替予約です。このため、第2条第2項により満期日に外貨での払戻しが確定するまでは、この特約の他に通常の為替予約をつけることはできません。

13. 取扱店の範囲

この預金は当店に限り預け入れまたは払戻しが可能です。

14. 取扱日

この預金は当店の営業日であつても外国為替市場が閉鎖しているときには解約ができないことがあります。

15. 差引計算等

- (1) 八十二銀行に対し、弁済期の到達した債務（再構築コストおよびその他関連費用を含む）を負担しているときは、この預金の通貨種類、期日等のいかんにかかわらず、八十二銀行はこの預金をいつでも八十二銀行所定の方法により相殺または弁済に充当することができるものとします。
- (2) 前項の場合で、この預金と債務の通貨種類が異なるときには、この預金は相殺または弁済充当地における八十二銀行所定の外国為替相場により円貨または八十二銀行に対する債務と同一種類の通貨に転換できるものとします。

16. 証書の効力

証書扱の場合満期日に元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、この預金の証書は無効となりますので、直ちに八十二銀行へ返却してください。

17. 適用法令

- (1) この預金取引については上記規定のほか、日本における外国為替等に関する法令が適用されます。
- (2) この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、八十二銀行本店または当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所といたします。

18. 預金保険の取扱

- (1) 本商品は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。
- (2) ただし、判定結果により満期時に外貨でお受け取りの場合は外貨預金口座に入金されますが、外貨預金は預金保険の対象ではありません。

19. 保険事故発生時などにおける預金者からの相殺

- (1) この預金は、満期日未到来であつても八十二銀行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、八十二銀行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものとして相殺することができます。
なお、この預金に、預金者の八十二銀行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の八十二銀行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合も同様の取扱とします。
- (2) 前項により相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ア. 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳扱の場合払戻請求書に届出印を押印して通帳とともに、また証書扱いの場合は預金証書に届出印を押印して直ちに八十二銀行へ提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の八十二銀行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - イ. 前記ア. の充当の指定のない場合には、八十二銀行の指定する順序方法により充当します。
 - ウ. 前記ア. による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、八十二銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ア. この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が八十二銀行に到着した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

イ. 満期前に相殺する場合に発生する違約金等の取扱は八十二銀行の定めによるものとします。

ウ. 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が八十二銀行に到着した日までとして、利率・料率は八十二銀行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱については八十二銀行の定めによるものとします。

- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別に定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について八十二銀行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

20. 外国政府等における重要な公的地位の該当有無

- (1) お客様または法人の実質支配者が、次のア、イ. に定める外国政府等における重要な公的地位を有する方（並びに過去に有していた方）及びその家族に該当する場合は、当行本支店の窓口まで申し出てください。該当する場合は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」にもとづき、本人確認書類のご提示等をお願いする場合があります。

ア. 外国政府等における重要な公的地位

外国の元首および外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関における重要な地位（本国における内閣総理大臣、その他国務大臣及び副大臣、衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長、参議院副議長、最高裁判所の裁判官、特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員、統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長、航空幕僚副長、中央銀行役員、予算について国会の議決・承認をする法人の役員など）

イ. 家族の範囲

配偶者（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子

- (2) 法人の実質支配者は次に該当する個人をいいます。

ア. 資本多数決法人の場合（株式会社、投資法人、特定目的会社等）

- (ア) 25%超の議決権を直接または間接に保有している個人

（注）当該個人が資本多数決法人の事業経営を実質的に支配する意思・能力を有しないことが明らかな場合を除きます。なお、50%超の議決権を直接または間接に保有している個人がいる場合は、当該個人が実質支配者となります。

- (イ) 上記(ア)に該当しない場合は、出資・融資・取引その他の関係を通じて法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人

- (ウ) 上記(ア)、(イ)のいずれも該当しない場合は、法人を代表し業務を執行する個人

イ. 資本多数決法人以外の場合（一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、持分会社（合名会社、合資会社および合同会社）等）

- (ア) 法人の事業から生ずる収益・財産総額の25%超の収益の配当または財産の分配をうける権利を有していると認められる個人（注）、または出資・融資・取引その他の関係を通じて法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人

（注）これら個人が当該法人の事業経営を実質的に支配する意思・能力を有しないことが明らかな場合を除きます。なお、法人の事業から生ずる収益・財産総額の50%超の収益の配当または財産の分配を受ける権利を有していると認められる個人がいる場合は、当該個人が実質支配者となります。

- (イ) 上記(ア)に該当しない場合は、法人を代表し業務を執行する個人

ウ. 留意事項

実質支配者が国・上場企業等およびその子会社の場合は、これらを「個人」と見做します。

21. 規定の変更

本規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4に基づき変更されることがあります。なお、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載等により周知します。

以上